

【地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース・能登半島地震特例)】

完了届の提出書類(第1回支給申請)チェックリスト

Ⅲ 一続紙(不動産用)

通し番号〈No. 〉

＜不動産の 工事 に係る書類について＞

◎不動産工事が 複数ある場合は 用紙をコピーしてご使用下さい。

◎費用については、動産・不動産に関わらず、金額の大きい順に番号を付与して下さい。

①【名 称:	】(例:内装工事など)
②【工事金額:	】※「(地 様式第16号)設置・設備費用 申告書」の内容と一致すること
③【工事の契約日:令和 年 月 日】	
④【完了引渡し日:令和 年 月 日】	

No.	不動産の工事に関する添付書類	事業主 チェック欄	労働局 チェック欄
1	請負契約書(写)	☐	☐
2	見積書(写) ※工事の詳細がわかるもの	☐	☐
3	賃貸借契約書(写) ※賃貸借の場合	☐	☐
4	図 面(写) ※賃貸施設を含む場合は面積が確認できるもの	☐	☐
5	工事前後及び外観・内装の写真	☐	☐
6	完了引渡し証明書(写)	☐	☐
7	請求書(写)	☐	☐
8	領収証(写)	☐	☐
9	通 帳(写) ※表と該当部分ページ	☐	☐
10	振込依頼書(写)・振込明細書(写)	☐	☐
11	総勘定元帳(写) ※該当の支払い部分を蛍光ペンでマークしてください	☐	☐
12	(修繕の場合)能登半島地震に伴うものであることを示す任意様式	☐	☐

不動産の工事について、下記にご注意ください。

○「完了引渡し日」が計画期間内にない場合は、支払が計画期間内でも対象となりません。

○修繕経費は、令和6年能登半島地震に伴う破損等により必要となったものに限ります。

○設置・設備費用として認められない経費がありますのでご注意ください。

～～認められない経費の例～～

・1契約が20万円未満の工事費用

・不動産登記の手数料

・申請者以外の名義で不動産登記される部分、事業主などの自宅を含む事業所や店舗などの施設全体

・内訳のわからない諸経費、など

※上記以外にも状況に応じて判断される経費がありますので、詳細は石川労働局までご確認をお願いします。

●詳細については、こちらまたは石川労働局HPに掲載の支給申請の手引き(能登半島地震特例)でご確認いただけます。

【問い合わせ先】

石川労働局職業安定部職業対策課 (TEL 076-265-4428)